

「I S D条項のあるT P Pからの即時撤退を求める」決議

「T P Pは、国家のあらゆる制度や慣行を、貿易の自由を妨げる『非関税障壁』とみなして撤廃することを本質とする条約です。中でも日本政府が推進を表明しているI S D条項は、多国籍企業に対して国家を超える法主体性を与えるもので、『非関税障壁』を撤廃する強力な武器となるものです。I S D条項は、私達国民・市民の基本的人権と、それを守る立法・行政・司法を、ことごとく投資家の利益に従属するものに変化させます。

しかも、広く国民生活全般に影響を及ぼす条約であるにも拘わらず、完全な秘密交渉で進められるため国会を通じた国民によるコントロールすらできません。さらに締結後、4年間、交渉過程でなされた議論や合意を秘匿されるため、個別の条文の解釈が極めて困難になる上、国民はなぜこうした条約が結ばれることになったかを知ることすらできません。国民を徹底して排除した秘密交渉によるT P Pは国民主権の根幹を揺るがす、憲法違反の条約です。

このことを、私達は、本日、T P P交渉の現状と、過去のI S D条項の発動による多数の国家賠償事例を学んで、知りました。

日本はI S D条項の適用を後進国に求める側で、訴えられる心配はないなどという発言が政府関係者から出たと聞きました。しかし、事態を正確に見つめるならば、T P Pの相手方は、アメリカに本拠を置く多国籍企業であるというべきです。私達は、これらの多国籍企業が飽くなき利益を求めてアメリカ国民すら犠牲にし、暴走している実態を知っています。日本の環境・公害、食品安全のための規制、医療・医薬品法制、労働法制、金利規制などの国内法の規制がこれらの外国企業の「合理的な期待利益」を損ねるとして、I S Dによって賠償を求められる事態は容易に予測されます。

そして、従来の国際仲裁判断は、多国籍企業の利益を代表する限られた仲裁人によって行われ、投資家の利益を偏重し、被投資国の命や健康・生活・環境等を軽んじ、もしくは無視してきたと言っても過言ではありません。

さらに、最も懸念されるのは、日本政府が自ら行っていくと予想される、規制撤廃の方向での自己規制です。

韓国とアメリカのF T Aで実際に起きているように、資本の利益を損ねると解される多数の国内法の規制が、賠償請求を受ける以前にどんどん撤廃され、資本の利益を最優先にする社会への、大改造が行われていくことが予想されます。

しかし、私達は、重要なのは、一握りの大資本家や企業の利益ではなく、大多数の国民市民の権利だと考えます。国民主権に基づく立法・行政・司法により、国民・市民の基本的人権が守られること、すなわち、経済的弱者の立場に置かれる人々の権利、例えば、高金利に脅かされることなく、徴兵されて戦争の前面に立たされることもなく平和の内に生きる権利、環境権と生存権、労働者の権利、安心して公平な医療を受ける権利、消費者・生活者の権利、教育を受ける権利が、何にも優先する社会こそ、私達が目指してきた社会です。

投資家の利益はこれらを脅かすことのない範囲でしか、認められるべきではありません。

被投資国の国民、ことに、経済的弱者の人権を、投資家が脅かすことのないように規制することこそが、これからの日本と世界にとって、大切です。

私達は、高金利の引下げと貸金業法改正をかりとりました。しかし、I S D条項によって、外国投資家の利益を損ねると解される法制が、根本からすべて否定され覆される危機が迫っています。

今、私達は、声を大にして、T P PのI S D条項が、投資家の利益を最優先にして、私達の人権と命に従属させる危険性が高いことを訴え、T P PとくにI S D条項に反対しT P P交渉からの即時撤退を求めます。

また、秘密裏にアメリカとの間で進められている2国間交渉の凍結と情報開示を求めます。」

2013年10月27日 第33回クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会参加者一同